

☆銀杏保育園 胡桃館(旧名称 戸塚分園) 年度限定型保育事業(平成29年度開始)について☆

新規開所の保育所等で、4歳・5歳児の保育室の空きスペースを利用し、利用できる年度を限定して実施する横浜市の保育事業です。
(銀杏保育園 本園では実施しません。)

★募集定員

- ◎ 1歳児 2名 (平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれのお子様)
1年度限定または、次年度も保留になった場合、手続きを行えば翌年度も利用が可能です。
- ◎ 2歳児 3名 (平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれのお子様)
1年度限定型保育利用のみ

★利用時間・利用料

◎基本利用時間 午前7時30分～午後18時30分(11時間)



◎利用料(上記基本利用時間11時間分)

- 支給認定決定通知書の負担区分「A～D10」の方 月額40,000円
 - 支給認定決定通知書の負担区分「D11～D27」の方 月額60,000円
- ※多子減免はありません。保育所に直接お支払いいただきます。

◎延長保育について(利用時間・利用料共に認可保育所の標準時間利用者と同じです。但し、多子減免がありません。)

- 午前7時00分～午前7時30分
 - 午後18時30分～午後20時00分
- } 30分あたり月額1,700円・10日以内の場合は月額850円
- 夕食(主食・主菜・副菜・汁物) 午後18時30分を超えて延長保育を利用する希望者のみ (月額2,500円上限)
 - 軽食(主食・汁物) 午後19時30分を超えて延長保育を利用する希望者のみ (月額7,500円上限)
- ※延長保育、夕食・夕軽食利用には、前月の定められた期日までに、事前申込みが必要です。

◎ その他費用

利用料以外の費用については、銀杏保育園胡桃館の入所者と同じです。

- 月刊絵本代 月額420円 (2歳児クラス以上のみ)
- 園児登降園システムICカード 1枚 1,000円

★年度限定型保育を利用可能な方(①、②両方当てはまる方です)

①横浜市在住の方

ただし、横浜市内の認可保育所、認定こども等の保育業務に従事される方は市外在住でも利用可能です。

②利用期間中も認可保育所等への入所が「保留」であるかた

入所後、認可保育所等への入所利用調整の「取下げ」を行うと、年度限定型保育の利用を継続することができません。

★ 利用申込み

◎実施保育所で平成29年3月10日(金)から受付を開始します。※先着順ではありません。

(受付締切は**3月17日(金)20時必着**とし、それ以降は空きがある場合は随時受け付けます。**郵送のみ**で受け付けます。)

◎銀杏保育園(本園)宛に次の書類を提出してください。

1. 年度限定保育事業利用申請書(横浜市のホームページからダウンロードしてください)
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/kinkyu/20150116172811.html>
2. 子ども・子育て支援給付支給認定証(以下「支給認定証」という。)の写し
3. 平成29年度の施設・事業利用調整結果(保留)通知書の写し
4. 平成29年度の支給認定決定通知書(横浜市交付)の写し

※書類に不備がある場合は受け付けできません。封入、記載漏れに注意してください。

※必要書類を封筒に入れ、封筒の表に「年度限定型保育利用申込在中」と明記してください。

※2年度限定型保育の実施保育所を1歳児で利用し、平成29年度も引き続き利用を希望する場合でも、平成29年度利用調整の申請及び平成29年の本事業の利用申込の手続きが必要です。

◎利用申込者数が、実施保育所で設定する本事業の受入枠を超えた場合には、実施保育所において保育の必要性(参考:「横浜市保育所等利用案内」)などを考慮し、利用の可否を決定します。

◎入所の可否について、**3月24日(金)**までに申込保育所から保護者へ連絡します。

★入所選考基準について

◎入所の選考は運営法人が行いますが、行政の指導に則って行われます。基準は以下のとおりです。

- 保育の必要性が高い児童である(横浜市の認可保育所等入所案内の基準に準ずる)
- 兄弟児が当該施設に入所している

※申し込みを頂いても、全ての方の入所を確約することはできませんので、あしからずご了承ください。

※選考を通過された方には、銀杏保育園からお電話にてご連絡差し上げますので、申請書には**日中連絡の取れる電話番号**を記載してください。

※連絡時に、面談の日時を調整いたします。

アレルギー、要支援等の配慮が必要な場合は連絡時にお申し出ください。(別途ご提出いただく書類があります)

アレルギー児童の場合は、医師の記入した生活管理表の提出が必要です。(未摂取の放置、保護者の判断でのアレルギー対応は原則行いません)

【書類提出先】

〒245-0052

横浜市戸塚区秋葉町147番地1

社会福祉法人くすの樹会 銀杏保育園

胡桃館担当 辻

TEL:045-443-6677 FAX:045-443-6688

【提出方法】 郵送のみ

★ 利用できる期間等

- ◎利用期間内であっても、「利用案内」に掲載している保護者の状況に応じた『利用できる期間』を超えての利用はできません。求職中の方は、3か月以内です。
- ◎利用期間内に保護者が育児休業を取得した場合は、「利用案内」に掲載している「1 保護者の諸事情による場合」及び「育児休業を取得する4か月前から利用している場合で、当該児童の発達上、環境の変化が好ましくないと思料される状況の有無」を勘案して、利用期間内での利用継続が認められる場合があります。なお、年度限定型保育から利用調整を経て同一の認可保育所を利用することになった場合、本事業の利用期間は育児休業取得による保育利用の継続の必要期間(4か月)の算定には含みません。
- ◎支給認定証の有効期間が終了した場合には、この事業の利用は継続できません。
- ◎支給認定証の有効期間内に、認定証に記載されている内容に変更があった場合は、お住まいの区の区役所こども家庭支援課に、「認定変更(変更・取消)申請書」を提出してください。また、区役所から交付された変更後の支給認定証の写しを実施保育所に提出してください。
- ◎保護者が「内定」で利用する場合には、就労実績確認のため3か月後に『雇用証明書』を区役所に提出してください。
- ◎保護者が「求職中」で利用し、仕事が内定した方は、就労の予定を6か月分記した『雇用証明書』を区役所に提出した後、実績が3か月分できたら、就職先の『雇用証明書』を再度提出してください。
- ◎保護者が「育児休業明け」で利用する場合には、復職後、2週間以内に『復職証明書』を実施保育所に提出してください。(区役所に提出した書類の写しでも可)
- ◎利用を希望する場合には、上記(1)～(7)の状況等を確認するため、必要に応じ、こども青少年局が各区に内容を照会することについて、「年度限定保育事業利用申請書」で同意いただきます。

★保護者の状況と利用できる期間について

別表8(年度限定保育事業助成交付要綱から抜粋)

保護者の状況	利用できる期間
会社や自宅を問わず、1日4時間以上かつ月16日以上働いているとき	
出産の準備や出産後の休養が必要なとき	産前産後各8週間
病気や障害のため保育が困難なとき	療育を必要としなくなるまで
病人や障害者を介護しているとき	介護を必要としなくなるまで
大学や職業訓練校、専門学校などに通っているとき	通学期間中
仕事を探しているとき	3か月以内
育児休業が終了し、仕事に復帰するとき	
自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき	必要な期間
虐待や配偶者等からのDV(家庭内暴力)のおそれがあるとき	必要な期間

※上記の利用できる期間は、第14条第2項の期間を超えることはできない。
第14条2項 事業の利用期間は、当該1年度間とする。ただし、2年度限定型保育実施保育所を1歳児で利用した場合は、前項の手続きにより翌年度末まで利用可能とする。